需要者等における誓約違反事象集計結果（2025年1月～2025年12月に経産省に報告された案件r1）
Ⅰ．回答企業・・・輸出管理委員会委員会社64社中64社 （回答率100%）
Ⅱ．違反事象報告件数・・・22件

通し番号		400	401	402	403	404	405	406
1.メーカからの出荷年月		2024年12月	2011年　6月	1997年　8月	2003年　5 月	2004年3 月	2006年　11 月	2004年10月
2.日本からの輸出者(選択)		自社	自社	自社	自社	自社	クリックしてください	クリックしてください
3.輸出した年月		2025年1月	2011年　6月	1997年　8月	2003年5 月	2004年3 月	2006年　11 月	2004年10月
4.仕向国・地域		台湾	インド	シンガポール	インド	インドネシア	マレーシア	中国
5.誓約違反の発生日		2025年2月14 日	2019年　3月　15日	時期不明	2014年4 月	2023年10月	2022年6月、及び2025年2月	2024年10月
6.誓約違反を知った日		2025年6月19 日	2025年　12月　9日	2024年　9月　24日	2025年5月	2025年10月	2022年8月、及び2025年9	2025年1月
7.誓約書の種類(選択。Typeは(注)参照)		誓約書(Type3)	誓約書(Type2)	誓約書(Type1)	誓約書(Type2)	誓約書(Type2)	誓約書(Type2)	誓約書(Type3)
8.誓約違反の種類(選択。無断再輸出の場合は再仕向国・地域も記入)		無断再販売	無断再販売	無断再輸出	無断再販売	無断再移転	無断再販売	無断再販売
		再仕向国・地域	再仕向国・地域	再仕向国・地域 インドネシア	再仕向国・地域	再仕向国・地域	再仕向国・地域	再仕向国・地域
9.輸出者への事前相談の有無		なし	なし	なし	あり	あり	なし	なし
10.需要者における誓約違反の認識有無		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
11誓約違反の直接的発生原因(選択のうえ内容を記入)		最終需要者が誓約事項を誤認	最終需要者が誓約事項を失念	最終需要者が倒産	輸出者から経産省への事前同意相談が出来なかった	輸出者から経産省への事前同意相談が出来なかった	最終需要者が誓約事項を失念	その他
		需要者が資金繰りに困り、当社から購入した2項該当機2台を事前同意申請無く、転売(転売は倒産前に実行。2台は別々の転売先)。	グループ会社再編による吸収合併により、消滅会社の該当機の所有権が存続会社に移転した(再販売)。	最終需要者が倒産し、中古機としてインドネシアに転売、再輸出された	需要者からは再販売の事前連絡を受けていたが、当社の認識漏れで事前同意報告を取得漏れしていた。	事前に連絡を受けており必要書類を連絡するも最終需要者から回答得られず、キャンセルになったと認識していた。		お客様独自の判断で古いため中古業者に入札。現在行方不明 ※2021年に事前同意を取っているため誓約書の種類はType 3
12.発生を知った経緯		以前取引のあった台湾商社営業から需要者が経営危機に陥っている旨を聞き、確認したところ、上記事実が判明。	当該機の他工場への移設相談を受けた際に、合併当時の手続き漏れが発覚。	他の当社製中古機を購入することになり、当社社員が訪問したところ無断再輸出された機械を発見した	需要者所属のグループ内の吸収合併による社名変更の連絡があった。	新規引き合いがあり訪問したところ発覚	現在の所有者より連絡があり発覚	訪問時に発覚
13.誓約違反発生前の防止策の有無(選択のうえ、「あり」の場合は内容も記入)		あり(下に内容記入)	あり(下に内容記入)	あり(下に内容記入)	なし	なし	なし	あり(下に内容記入)
		販売時に、需要者宛に再移転、再販売、再輸出に際する事前相談に関する説明を行い、様式3のEUCを取得していた。	貨物の該非に係らず、現地で移設を行う際は、予め当社へ移設計画連絡書の提出をルール化	移設検知装置の取り付けを行った上で事前同意相談を行う。				年2回の訪問及び機械所在チェック。その際に毎回ルール説明を実施
14.誓約違反前における移設検知装置の有無(選択)		あり	あり	なし	なし	あり	あり	あり
15.経産省への違反報告日		2025年6月30 日	2025年　12月　22日	2025年　8月　27日	2025年06月13 日	2025年12月13日	2025年12月13日	2025年5月19日
16.提出書類通達様式14の提出状況(選択。提出済みの場合は提出日も記入)		提出済 2025年7月20 日	提出済 2025年　12月　22日	提出済 2025年　8月　27日	提出済 2025年06月17 日	提出済 2025年12月13日	提出済 2025年12月13日	提出済 2025年5月19日
応急処置	17.経産省から受けた指導内容(ない場合は、「なし」と記入し、19.へ)	新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	なし(現時点)	新需要者から誓約書(Type3)を取得すること	なし	なし	なし	なし
応急処置	18.指導内容の実施状況(選択のうえ、「実施済」の場合は完了日を記入)	実施中 (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	実施中 (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)
修正処置	19.自社独自で行った再発防止策(ない場合は、「なし」と記入し、項目24へ)	新たな需要者に「事業の廃止・譲渡により工作機械を手放す場合にも事前相談が必要」旨の説明資料を渡し、WEB会議を通じて安貿職員が説明実施。	事業再編の際、被吸収(消滅)会社の保有機械の該当機有無の確認を徹底。 ※他の事業再編における該当機の再販売に問題無き事は確認済。	なし	社内の生産管理システムにて製造時の機番を確認した上で正しい機番を使用することを徹底する。過去の機械の履歴を担当者のみではなく、上長含む第三者の確認の上、申請が必要なものに対しては申請を行い、報告漏れがないようにする。	移設検知装置が古く作動しなかったため発見が遅れたので最新の移設検知装置を取り付ける。また、移設の連絡があった場合キャンセルになったということを勝手に判断しないことを再教育する。		
修正処置	20.再発防止策の実施状況	実施中 (　月　日完了)	実施中 (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	実施済(完了日記入) (　6月17日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)
修正処置	21.再発防止策の有効性の確認	確認中 (　月　日完了)	確認中 (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	確認済(完了日記入) (　6月17日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)
是正処置	22.再発防止策の水平展開(ない場合は、「なし」と記入し、項目24へ)	海外の当社機械を在庫保有している全ての商社に対して、再度説明実施。	日本側、経営管理部門と連携	なし	なし	なし	なし	なし
是正処置	23.水平展開の実施状況	実施中 (　月　日完了)	実施中 (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　1月13日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)
予防処置	24.今誓約違反の本質的な発生原因(ない場合は、「なし」と記入)	EUCに関する当社の説明不足と需要者の理解不足	事業再編に対する、所有権移転＝再販売という認識の欠如	事業の廃止による所有権移転に際して事前相談が要される旨が理解されていない。	なし	現地社員の理解及びお客様との連携	なし	なし
予防処置	25.本質的な発生原因への是正策(ない場合は、「なし」と記入)	営業による説明ではなく、安貿職員により専門的に説明を実施する。	上記22により、事業再編に際する輸管的視点におけるリスク確認を標準化	事業の廃止による所有権移転に際して事前相談が要される旨を新需要者に説明。	なし	なし	なし	なし
予防処置	26.是正策の実施状況(選択のうえ、「実施済」の場合は完了日を記入)	実施中 (　月　日完了)	実施中 (　月　日完了)	実施中 (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)	クリックしてください (　月　日完了)

(注)誓約書(Type1)… 1992年8月14日～2001年7月31日までの誓約書。輸出者は、懸念用途への使用が疑われる再移転・再販売に際して審査当局への事前同意申請を要する。また、全ての再輸出について審査当局への事前同意を要する。
誓約書(Type2)… 2001年8月1日～2012年3月31日までの誓約書。輸出者は、全ての再移転・再販売・再輸出について審査当局への事前同意を要する。
誓約書(Type3)… 2012年4月1日～現在における誓約書。需要者は再移転・再販売に際して誓約書を繋ぐ。輸出者は全ての再輸出について審査当局への事前同意を要する。

407	408	409	410	411	412	413
2003年4月	1999年3月	2015年3月	2015年3月	2015年3月	2015年3月	2015年3月
自社	自社	自社	自社	自社	自社	自社
2003年4月	1999年3月	2015年 3月	2015年 3月	2015年 3月	2015年 3月	2015年 3月
マレーシア	台湾	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム
2024年7月12 日	2024年11月　　日	2023年 8月29日	2023年 8月29日	2023年 8月29日	2023年 8月29日	2023年 8月29日
2024 年12月3日	2024年11月25日	2023年10月12日	2023年10月12日	2023年10月12日	2023年10月12日	2023年10月12日
誓約書(Type2)	誓約書(Type1)	誓約書(Type3)	誓約書(Type3)	誓約書(Type3)	誓約書(Type3)	誓約書(Type3)
無断再輸出	無断再輸出	無断再輸出	無断再輸出	無断再輸出	無断再輸出	無断再輸出
再仕向国・地域 インド	再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 中国
あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
その他	最終需要者が誓約事項を失念	最終需要者が誓約事項を誤認	最終需要者が誓約事項を誤認	最終需要者が誓約事項を誤認	最終需要者が誓約事項を誤認	最終需要者が誓約事項を誤認
事前同意を取って中古機商社を通じてインドへの輸出手続きが取られるも、事前同意を取得した需要者からキャンセルがあったにもかかわらず、中古機業者からインドへ輸出された	最終需要者が自国の中古機業者へ売却。その時老朽化した不要な設備の売却だったため、当社台湾現法への連絡を失念。	最終需要者が誓約事項を誤認し、ブローカーを通じて新たな最終需要者に転売された。	最終需要者が誓約事項を誤認し、ブローカーを通じて新たな最終需要者に転売された。	最終需要者が誓約事項を誤認し、ブローカーを通じて新たな最終需要者に転売された。	最終需要者が誓約事項を誤認し、ブローカーを通じて新たな最終需要者に転売された。	最終需要者が誓約事項を誤認し、ブローカーを通じて新たな最終需要者に転売された。
事前同意取得後、再輸出・据付の報告のフォローアップ中に発覚した。	新たな需要者からサービスパーツに関する問合せが当社中国現法にあった。	弊社子会社の社員が訪問した際に発覚。	弊社子会社の社員が訪問した際に発覚。	弊社子会社の社員が訪問した際に発覚。	弊社子会社の社員が訪問した際に発覚。	弊社子会社の社員が訪問した際に発覚。
なし	あり(下に内容記入)	なし	なし	なし	なし	なし
	年1回、需要者宛に再移転、再販売、再輸出に際する事前相談を求めるレターを送付。直近では2025年10月に送付済み。					
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2025 年2月20 日	2025年1月15 日	2025年4月10日	2025年4月10日	2025年4月14日	2025年4月14日	2025 年4月25日
提出済	提出済	提出済	提出済	提出済	提出済	提出済
2025 年2 月20 日	2025年1月15 日	2025年4月10日	2025年4月10日	2025年4月14日	2025年4月14日	2025 年4月25日
インドの中古機業者が保有しているため、最終需要者が決定したら、報告すること。	新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	未完了案件No365は複数台が異なる先へ出回っていることから、経産省から現需要者毎に様式14を分割して報告すること。 新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	未完了案件No365は複数台が異なる先へ出回っていることから、経産省から現需要者毎に様式14を分割して報告すること。 新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	未完了案件No365は複数台が異なる先へ出回っていることから、経産省から現需要者毎に様式14を分割して報告すること。 新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	未完了案件No365は複数台が異なる先へ出回っていることから、経産省から現需要者毎に様式14を分割して報告すること。 新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	未完了案件No365は複数台が異なる先へ出回っていることから、経産省から現需要者毎に様式14を分割して報告すること。 新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。
実施中 （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 6月20日完了	実施済(完了日記入) 025年10月23日完	実施済(完了日記入) 025年10月23日完	実施済(完了日記入) 026年1月30日完了	実施済(完了日記入) 025年11月4日完了	実施済(完了日記入) 025年12月11日完
なし	なし	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)
クリックしてください （　月　日完了）	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 025年10月23日完	実施済(完了日記入) 025年10月23日完	実施済(完了日記入) 026年1月30日完了	実施済(完了日記入) 025年11月4日完了	クリックしてください 025年12月11日完
クリックしてください （　月　日完了）	クリックしてください （　月　日完了）	確認済(完了日記入) 025年10月23日完	確認済(完了日記入) 025年10月23日完	確認済(完了日記入) 026年1月30日完了	確認済(完了日記入) 025年11月4日完了	クリックしてください 025年12月11日完
なし	なし	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)
クリックしてください （　月　日完了）	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 026年10月23日完	実施済(完了日記入) 026年10月23日完	実施済(完了日記入) 026年1月30日完了	実施済(完了日記入) 025年11月4日完了	実施済(完了日記入) 025年12月11日完
ユーザーとしては事前相談する義務は果たしたが、中古機業者へ手放した後は業者任せにしてしまった。	原需要者の認識不足	最終需要者における輸出管理に関する理解が不十分であった。 また、会社の代表者が変わったことにより輸出管理に対する認識の継承が不十分であったことも一因である。	最終需要者における輸出管理に関する理解が不十分であった。 また、会社の代表者が変わったことにより輸出管理に対する認識の継承が不十分であったことも一因である。	最終需要者における輸出管理に関する理解が不十分であった。 また、会社の代表者が変わったことにより輸出管理に対する認識の継承が不十分であったことも一因である。	最終需要者における輸出管理に関する理解が不十分であった。 また、会社の代表者が変わったことにより輸出管理に対する認識の継承が不十分であったことも一因である。	最終需要者における輸出管理に関する理解が不十分であった。 また、会社の代表者が変わったことにより輸出管理に対する認識の継承が不十分であったことも一因である。
中古機業者向け中古機取り扱いの注意事項を販社へ通達	なし	Type3への誓約書切り替えを推進させることで、改めて注意喚起を行う。	Type3への誓約書切り替えを推進させることで、改めて注意喚起を行う。	Type3への誓約書切り替えを推進させることで、改めて注意喚起を行う。	Type3への誓約書切り替えを推進させることで、改めて注意喚起を行う。	Type3への誓約書切り替えを推進させることで、改めて注意喚起を行う。
実施済(完了日記入 （ 2月11日完了）	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入 025年10月23日完	実施済(完了日記入 025年10月23日完	実施済(完了日記入 026年1月30日完了	実施済(完了日記入 025年11月4日完了	実施済(完了日記入 025年12月11日完

414	415	416	417	418	419	420	421
2003年10月	2003年10月	2007年10月	2004年7月	2015年3月	2015年3月	1998年2月	2015年3月
自社	自社	自社	自社	自社	自社	自社	自社
2003年10月	2003年10月	2007年10月	2004年7月	2015年 3月	2015年 3月	1998年2月	2015年 3月
中国	中国	イスラエル	中国	ベトナム	ベトナム	インド	ベトナム
2008年　　月　　日	2008年　　月　　日	2025年1月　　日	2007 年　　月　　日	2023年 8月28日	2023年 8月3日	1999年　　月　　日	2023年 8月3日
2025年5月7日	2025年5月7日	2025年5月28日	2025年6月24日	2023年10月12日	2023年10月12日	2025年1月9日	2023年10月12日
誓約書(Type2)	誓約書(Type2)	誓約書(Type2)	誓約書(Type2)	誓約書(Type3)	誓約書(Type3)	誓約書(Type2)	誓約書(Type3)
無断再販売	無断再販売	無断再販売	無断再販売	無断再輸出	無断再輸出	無断再販売	無断再輸出
再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 イスラエル	再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 中国	再仕向国・地域 インド	再仕向国・地域 中国
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
最終需要者が倒産	最終需要者が倒産	その他	廃棄業者による転売	最終需要者が誓約事項を誤認	最終需要者が誓約事項を誤認	最終需要者が誓約事項を失念	最終需要者が誓約事項を誤認
最終需要者が廃業により転売された。	最終需要者が廃業により転売された。	原許可時の需要者は2012 年にいくつかの会社に分社化。 この分社化に際し貨物の設置場所や用途は変更されていなかった。 2025 年1 月に現在の最終需要者が吸収合併し、それに伴い貨物が移設された。 2025 年5 月、弊社代理店が現在の最終需要者を訪問したところ、本対象貨物が現在の最終需要者内に存在していることが判明。	最終需要者が廃業により転売された。	最終需要者が誓約事項を誤認し、ブローカーを通じて新たな最終需要者に転売された。	最終需要者が誓約事項を誤認し、ブローカーを通じて新たな最終需要者に転売された。	最終需要者が誓約事項を失念し、現在の最終需要者に売却。	最終需要者が誓約事項を誤認し、ブローカーを通じて新たな最終需要者に転売された。
現在の需要者から既設機を移設したいとの相談を受け訪問した際に判明。	現在の需要者から既設機を移設したいとの相談を受け訪問した際に判明。	弊社代理店が現在の最終需要者を訪問した際に判明。	現在の需要者から当該貨物をタイへ輸出したい旨を受け訪問した際に判明。	弊社子会社の社員が訪問した際に発覚。	弊社子会社の社員が訪問した際に発覚。	本対象貨物のサービス依頼があり、訪問した際に判明。	弊社子会社の社員が訪問した際に発覚。
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2025年5月30日	2025年5月30日	2025年6月19日	2025年7月8日	2025年7月24日	2025年7月31日	2025年8月8日	2025年9月24日
提出済	提出済	提出済	提出済	提出済	提出済	提出済	提出済
2025年5月30日	2025年5月30日	2025年6月19日	2025年7月8日	2025年7月24日	2025年7月31日	2025年8月8日	2025年9月24日
経済産業省にて審査中	経済産業省にて審査中	新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	経済産業省にて審査中	未完了案件No365は複数台が異なる先へ出回っていることから、経産省から現需要者毎に様式14を分割して報告すること。 新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	未完了案件No365は複数台が異なる先へ出回っていることから、経産省から現需要者毎に様式14を分割して報告すること。 新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。	未完了案件No365は複数台が異なる先へ出回っていることから、経産省から現需要者毎に様式14を分割して報告すること。 新需要者から誓約書(Type3)を取得すること。
クリックしてください （　月　日完了）	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 025年10月7日完了	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 025年11月5日完了	実施済(完了日記入) 025年11月6日完了	実施済(完了日記入) 2026年2月6日完了	実施中 （　月　日完了）
		誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)		誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	
クリックしてください （　月　日完了）	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 025年10月7日完了	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 025年11月5日完了	実施済(完了日記入) 025年11月6日完了	実施済(完了日記入) 2026年2月6日完了	クリックしてください （　月　日完了）
クリックしてください （　月　日完了）	クリックしてください （　月　日完了）	確認済(完了日記入) 025年10月7日完了	クリックしてください （　月　日完了）	確認済(完了日記入) 025年11月5日完了	確認済(完了日記入) 025年11月6日完了	確認済(完了日記入) 2026年2月6日完了	クリックしてください （　月　日完了）
		誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)		誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	誓約書(Type3)取得と同時に、弊社と新需要者間の独自の誓約書を取得する。(移設等する場合は必ず弊社に連絡を入れること。)	
クリックしてください （　月　日完了）	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 025年10月7日完了	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 025年11月5日完了	実施済(完了日記入) 025年11月6日完了	実施済(完了日記入) 2026年2月6日完了	クリックしてください （　月　日完了）
		最終需要者における輸出管理に関する理解が不十分であった。		最終需要者における輸出管理に関する理解が不十分であった。 また、会社の代表者が変わったことにより輸出管理に対する認識の継承が不十分であったことも一因である。	最終需要者における輸出管理に関する理解が不十分であった。 また、会社の代表者が変わったことにより輸出管理に対する認識の継承が不十分であったことも一因である。	最終需要者における輸出管理に関する理解が不十分であった。	
		Type3への誓約書切り替えを推進させることで、改めて注意喚起を行う。		Type3への誓約書切り替えを推進させることで、改めて注意喚起を行う。	Type3への誓約書切り替えを推進させることで、改めて注意喚起を行う。	Type3への誓約書切り替えを推進させることで、改めて注意喚起を行う。	
クリックしてください （　月　日完了）	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 025年10月7日完了	クリックしてください （　月　日完了）	実施済(完了日記入) 025年11月5日完了	実施済(完了日記入) 025年11月6日完了	実施済(完了日記入) 2026年2月6日完了	クリックしてください （　月　日完了）